

○東京藝術大学学位規則

（昭和52年4月28日
制 定）

改正	昭和54年12月19日	昭和60年1月24日
	昭和61年7月1日	平成4年1月23日
	平成4年5月12日	平成5年2月18日
	平成7年4月20日	平成13年3月26日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成16年5月20日	平成17年4月1日
	平成17年11月17日	平成19年3月28日
	平成25年10月24日	平成25年12月19日
	平成26年10月24日	平成27年3月26日
	平成28年3月24日	平成29年10月19日
	平成30年3月1日	

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻分野の名称、授与条件

（学位及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

（1）学士の学位は次のとおりとする。

学部	学科	学位（専攻分野）	
		和文	英文
美術学部	全学科	学士（美術）	Bachelor of Fine Arts
音楽学部	全学科	学士（音楽）	BA(Bachelor of Arts) in Music

（2）修士の学位は次のとおりとする。

研究科	専 攻	学位（専攻分野）	
		和文	英文
美術研究科	絵 画 専 攻 彫 刻 専 攻 工 芸 専 攻 デ ザ イン 専 攻 建 築 専 攻 芸 術 学 専 攻 グローバルアート プラクティス専攻	修士（美術）	Master of Fine Arts
	先端芸術表現専攻	修士（芸術表現）	Master of Fine Arts
	文化財保存学専攻	修士（文化財）	Master of Conservation

音楽研究科	全 専 攻	修士（音楽）	MA(Master of Arts) in Music
映像研究科	全 専 攻	修士（映像）	Master of Film and New Media Studies
国際芸術 創造研究科	アートプロデュース 専 攻	修士（学術）	Master of Philosophy

（３）博士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	研究領域	研究分野	学位（専攻分野）	
				和文	英文
美術研究科	美術専攻	日本画研究領域 油画研究領域 彫刻研究領域 工芸研究領域		博士（美術）	Doctor of Philosophy
		デザイン研究領域 建築研究領域 先端芸術表現研究領域 グローバルアートプラクティス研究領域		博士（美術） または 博士（学術）	Doctor of Philosophy
		芸術学研究領域		博士（学術）	Doctor of Philosophy
	文化財保存学専攻	文化財保存学研究領域		博士（文化財）	Doctor of Philosophy
音楽研究科	音楽専攻	作曲研究領域 声楽研究領域 鍵盤楽器研究領域 弦・管・打楽器研究領域 古楽研究領域 指揮研究領域 邦楽研究領域		博士（音楽）	DMA(Doctor of Musical Arts)
		音楽文化学	音楽学	博士（音楽学）	Ph.D(Doctor of Philosophy)

		研究領域			phy in Musicology)、
			音楽教育	博士（音楽学） または 博士（学術）	Ph.D(Doctor of Philosophy in Musicology)またはDoctor of Philosophy
			ソルフェージュ	博士（学術）	Doctor of Philosophy
			応用音楽学 音楽文芸 音楽音響創造 芸術環境創造	博士（学術）	Doctor of Philosophy
映像研究科	映像メディア学専攻	映像メディア研究領域		博士（映像） または 博士（学術）	Doctor of Philosophy
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	アートマネジメント研究領域 キュレーション研究領域 リサーチ研究領域		博士（学術）	Doctor of Philosophy

（学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出よう

とするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(博士課程学生の博士論文等審査の願出)

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の審査を願ひ出ようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等(以下「学位論文等」という。)の提出があった場合は、研究科委員会(映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。)にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当若しくは関連分野担当の講師若しくは客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の審査)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第2節 学外者の請求による博士論文審査

(学外者による博士の学位請求の願出)

第11条 本学大学院の学生以外の者(以下「学外者」という。)が本学大学院の博

士の学位請求を願い出ようとするときは、学位申請書及び別に定める博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定により納付した学位論文審査手数料は、返付しない。

(博士論文審査)

第12条 学長は、前条第1項の規定により提出された博士論文の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

3 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、博士論文の審査を行うものとする。

4 研究科委員会は、博士論文の審査を開始した日から1年以内に、その合格又は不合格を決定する。

5 審査委員会の設置、審査委員会の組織、審査結果の報告及び試験の方法については、第6条第3項、第7条及び第8条の規定を準用する。

(学力の確認の方法)

第13条 研究科委員会は、博士論文審査及び試験終了後に学力の確認を行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

(授与資格の認定)

第14条 研究科委員会は、本学大学院の博士の学位を請求した学外者の博士論文の審査及び試験並びに学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項の規定する票決を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。

3 第1項に規定する票決の結果の学長に対する報告については、第10条の規定を準用する。

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の意見を参考として、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する票決を行う場合には、第9条第2項の規定を準用する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第5章 博士論文の公表

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、博士論文を公表する場合には、その博士論文に「東京芸術大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

5 博士論文のほか、研究領域により研究作品又は研究演奏が博士論文審査に加えられる場合は、研究科委員会の定めるところによりその研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

第6章 雑則

(学位記等の様式)

第21条 学位記の様式は、別紙1から別紙4までのとおりとする。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、学位論文等の提出及び審査の時期並びに試験及び学力の確認の期日並びに方法等学位審査に関する細則は、研究科において別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和52年4月28日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 東京芸術大学学位規則（昭和38年4月1日制定）は、これを廃止する。

附 則

この規則は、昭和54年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 1 月23日から施行し、平成 3 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 4 年 5 月12日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 5 年 2 月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月20日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年 3 月26日から施行し、平成13年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 5 月20日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年12月19日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の学位規則（以下「新学位規則」という。）第19条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規則第20条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月24日から施行する。
- 2 第 2 条第 3 号に定める博士の学位（専攻分野）については、平成26年度博士後期課程入学者から適用する。ただし、同号の規定に関わらず、施行後に平成25年度以前の博士後期課程入学者へ学位を授与する場合は、次のとおりとする。

研究科	専攻	研究領域	研究分野	学位（専攻分野）	
				和文	英文
美術研究科	美術専攻	日本画研究領域 油画研究領域		博士（美術）	Doctor of Philosophy

		彫刻研究領域 工芸研究領域 デザイン研究 領域 建築研究領域 先端芸術表現 研究領域 芸術学研究領 域			
	文化 財保 存学 専攻	文化財保存学 研究領域		博士（文化 財）	Doctor of Philosophy
音楽 研究 科	音楽 専攻	作曲研究領域 声楽研究領域 鍵盤楽器研究 領域 弦・管・打楽 器研究領域 古楽研究領域 指揮研究領域 邦楽研究領域		博士（音楽 ）	DMA (Doctor of Musical Ar ts)
		音楽文化学研究領域	音楽学	博士（音楽 学）	Ph.D (Doctor of Philosoph y in Musicology)
			音楽教 育	博士（音楽 学）または 博士（学術 ）	Ph.D (Doctor of Philosoph y in Musicology) またはDo ctor of Philosophy
			ソルフ エー ジュ	博士（音楽 ）、博士（ 音楽学）ま たは博士（ 学術）	DMA (Doctor of Musical Ar ts)、Ph.D (Doctor of Phil osophy in Musicology) ま たはDoctor of Philosophy
			応用音 楽学 音楽文 芸 音楽音 響創造 芸術環 境創造	博士（学術 ）	Doctor of Philosophy

映像 研究 科	映像 メデ ィア 学専 攻	映像メディア 研究領域		博士（映像 メディア学 ）	Doctor of Philosophy
---------------	---------------------------	----------------	--	---------------------	----------------------

- 3 第15条の規定に基づき博士の学位の授与資格の認定を受けた者の学位は第2条第3号の規定に関わらず、同号の規定により学位を授与するまでは、前項を適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3号に定める博士の学位（専攻分野）については、平成28年度博士後期課程入学者から適用し、平成27年度以前の博士後期課程入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別紙1 学部を卒業した場合の学位記の様式

学位記		大学印	
氏名		年 月 日 生	
本学〇〇学部〇〇〇〇科の課程を 修めその業を卒えたことを認め 学士(〇〇)の学位を授与する			
年 月 日		東京藝術大学	
学長 氏名		第 号	
卒業印			

別紙2 修士課程を修了した場合の学位記の様式

学位記		大学印	
氏名		年 月 日 生	
本学大学院〇〇研究科〇〇〇〇専攻の 修士課程を修了したので 修士(〇〇)の学位を授与する			
年 月 日		東京藝術大学	
学長 氏名		修第 号	
卒業印			

別紙3 博士課程を修了した場合の学位記の様式

学位記		大学印	
氏名		氏名	
年月日生		年月日生	
博士(〇〇)の学位を授与する		博士(〇〇)の学位を授与する	
最終審査に合格したので		最終審査に合格したので	
修得し学位論文の審査及び		修得し学位論文の審査及び	
博士後期課程において所定の単位を		博士後期課程において所定の単位を	
本学大学院〇〇研究科〇〇〇専攻の		本学大学院〇〇研究科〇〇〇専攻の	
博士(〇〇)の学位を授与する		博士(〇〇)の学位を授与する	
東京藝術大学		東京藝術大学	
学長氏名		学長氏名	
博士(〇〇)の学位を授与する		博士(〇〇)の学位を授与する	
博士(〇〇)の学位を授与する		博士(〇〇)の学位を授与する	

別紙4 論文博士（学位規則第3条第4項）による場合の学位記の様式

学位記		大学印	
氏名		氏名	
年月日生		年月日生	
博士(〇〇)の学位を授与する		博士(〇〇)の学位を授与する	
所定の審査及び試験に合格したので		所定の審査及び試験に合格したので	
本学に学位論文を提出し		本学に学位論文を提出し	
博士(〇〇)の学位を授与する		博士(〇〇)の学位を授与する	
東京藝術大学		東京藝術大学	
学長氏名		学長氏名	
論文博士(〇〇)の学位を授与する		論文博士(〇〇)の学位を授与する	
論文博士(〇〇)の学位を授与する		論文博士(〇〇)の学位を授与する	